

「労働法」試験 (2024.07.24 実施) 解説

2024.07.24 佐藤

I. 全体についての講評

1. 全体 **論理的記述を行うこと。**

1. 答案全体として、論理的記述が必要です。設問についての以下の講評の中で提示している単語が登場はするけれども、それが論理的につながっていない答案が多い。設問の1. から4. は、あくまで論理的に記述することができるために設定した設問です。単語の登場よりも、論理的に記述が重要です。

2. 前提として、自分の頭で考えること。丸暗記しても、論述は解答できません。

2. 各設問

1. 論点は、なぜそれが問題となるのかの説明すること。専門用語は説明しないと理解できません。

したがって、用語説明はここに書くこと。社会の実情も書くならば、この項目に書くこと。

2. 法内容の説明の「法」は、法学入門で法源として述べられたことであり、法律・判例などです。

法律条文の数字だけを書いて意味はありませんか。中身を書かなければなりません。言うまでもないことですが、中身とは、条文を書き写すことではありません。

3. 諸説は、少なくとも講義で述べたレベルの内容は記述されていなければなりません。

講義で述べたように、説の名称だけを書いて解答にはなりません。説の名称は説の内容を理解するための手がかりにすぎないので、説の内容を書かなければなりません。

説は、判断基準についての様々な考え方ですので、特定の結論が導き出されるものではありません。原告が勝つか負けるか、いかなる結論となるかは、ケース・バイ・ケースであり、わかりません。

諸説は、論拠と批判が必要です。

4. 自説の述べ方は、一回生「法学ライティング」等の講義で学習した内容が必要です。

5. わずかの新聞記事から事例についての判断などはできません。

6. 全体をみて採点しました。個々の部分だけだと以下の解答例に近いことが記載されていても、他の部分から判断して、理解できていないと考えられる場合には、部分点は出していません。

3. 情緒的な記述はダメです。

「広い」「狭い」「重い」「軽い」など、論理的でない記述はダメです。また、要件を提示する記述の中で「など」と書く、「～について」「～に関する」という記述等、ごまかそうとしている記述もダメです。

II. 個別問題毎の講評

①から⑤の新聞記事から二つ選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：1. 選択した記事番号を明記すること。二題の解答がないと回答とは認めない。二題の解答の順序は問わない。

2. 一題を解答用紙の表面に他の一題を裏面に書く目安で記述すること。解答に関係ない事項を記入した答案は無効と扱う。

3. 採点基準 (各問50点満点、合計100点満点で採点する)

a) 設問の1. から4. の項目毎に、基本的には○△Xの三段階評価を行う。

b) 必要なことが述べられていれば○で10点、不十分ならば△で5点、関係することが何も述べられていないとXで0点。

c) さらに、独創的な考えがみられた場合には、各問共に10点の範囲で追加点をつける。

①相鉄ホールディングス事件

朝日新聞 2018 年 04 月 20 日付より作成

相鉄ホールディングスから相鉄バスに在籍出向し、清掃業務を命じられるなどしたバス運転手らが、ホールディングスを相手に、運転手の業務以外の勤務義務がないことの確認などを求めた訴訟。ホールディングスは労働組合との間で 2010 年、バス運転手を相鉄バスに在籍出向させることを盛り込んだ労働協約を結んだ。だが 16 年から、運転手らに清掃などへの従事が命じられた。本件労働協約は、バス事業の全面分社化に伴い、ホールディングスが、組合員に対し、在籍出向によりバス運転士としての職・雇用を確保し、出向前の労働条件を維持することを保障したものと原告は主張。

1. 労働法上の論点

1. 要点 : 労働協約終了後に労働契約に対して規範的効力は存続するか
2. 採点基準 : なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○

2. 法状況の説明

1. 要点 : 労組法 15 条、判例法理は労働協約を労働契約解釈の一資料とするもの
2. 採点基準 : 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

1. 要点 : 協約規範存続、労働契約として存続、不継続
2. 採点基準 : 説の名称のみでは、×。根拠と批判が述べられていて、△。しっかりと書けていれば、○

4. 自説

2. 採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

②明治学園事件

朝日新聞 2023 年 09 月 20 日付より作成

明治学園中学高校（北九州市）の教諭が、運営元の学校法人（福島市）による福島市の系列校への転勤命令は不当と訴えた訴訟の判決が 19 日、福岡地裁小倉支部であった。訴状などによると、原告は 1994 年から数学教諭として勤務。2017 年 8 月、法人から職務能力の欠如を理由に解雇を命じられたが、20 年 8 月の福岡高裁判決で無効とされ、21 年 1 月に確定した。その後も、復職を認められず自宅待機とされ、同 10 月に福島市の学校への転勤を命じられた。

1. 労働法上の論点

1. 要点 : 合意が不明確な場合に配転への合意は包括的合意でよいか
2. 採点基準 : なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○

2. 法状況の説明

1. 要点 : 労契法 8 条→合意の範囲内・外で、東亜ペイント最判→包括的処分、権利濫用
2. 採点基準 : 部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

1. 要点 : 包括的処分説、労働契約説
2. 採点基準 : 説の名称のみでは、×。根拠と批判が述べられていて、△。しっかりと書けていれば、○

4. 自説

2. 採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

③稲沢市消防事件

朝日新聞 2009 年 11 月 11 日付より作成

愛知県稲沢市の消防署の消防司令 5 人が、管理職を理由に時間外勤務手当が支払われないのは不当だとして、同市に支払いを求めた訴訟の控訴審判決が 11 日、名古屋高裁であった。判決は、5 人について「勤務形態や職務内容からして管理監督者に当たらない」と認定。市側は「請求分はすでに管理職手当として支払い済み」であり、原告がそれを受け取ることで、返還すべき管理職手当と請求分との労働者側からの相殺が成立していると主張した。

1. 労働法上の論点

1. 要点 : 自由意思による賃金債権放棄の可否
2. 採点基準 : なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○

2. 法状況の説明

1. 要点 : 労働基準法 24 条(通貨・直接・全額・定期払原則)、
一方的減額には高度の必要性を要する判例、シンガーソーイングメシソー最高裁判決

2.採点基準：部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

1.要点：放棄可能、放棄可能だが自由意思の厳格審査、放棄不可能

2.採点基準：説の名称のみでは、×。根拠と批判が述べられていて、△。しっかりと書けていれば、○

4. 自説

2.採点基準：自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

④NTTグループ事件

朝日新聞 2017 年 03 月 15 日付より作成

NTTグループは、フルタイムで働く契約社員（約4万人）を対象に加えた手当を新設することを決めた。仕事と生活の両面から支援する「サポート手当」にフルタイムの契約社員を対象に加え、正社員・契約社員に同額の月額3500円を支給する。昨年12月に会社側からNTT労働組合に提案があり、労使で協議していた。組合側はパート社員も含めたすべての契約社員に月額3500円を支給するよう求めていたが、会社側は「まずはフルタイムの待遇改善を優先させる」として、パートは支給対象外とした。

1. 労働法上の論点

1.要点：有期雇用労働者と無期雇用労働者の賃金格差に対して労契法8条適用の可否

2.採点基準：なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○

2. 法状況の説明

1.要点：労働契約法8条→均衡処遇、労働契約法9条→均等処遇

最高裁判決→個々の処遇毎にその性格より判断、手当は救済できるが賃金はいできない

2.採点基準：部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

1.要点：救済できない←均衡の根拠ない、救済できる←推定する

2.採点基準：説の名称のみでは、×。内容と根拠が述べられていて、△。批判まで述べられていれば、○

4. 自説

2.採点基準：自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

*講義では、法状況は説明しましたが、諸説については補足として説明しました。補足にしてはノートを取っていない人も多いでしょう。そこで、本来であれば、論点が誤っていれば、他の項目についても×と判断するのですが、この問題については、法状況があっていれば部分点を出しました。諸説を少しでも書いている人はいませんでしたので、部分点の対象となる答案はありませんでした。

⑤岐阜実習生事件

朝日新聞 2016 年 03 月 26 日付より作成

厚生労働省によると、昨年の労働関連法違反事件約1千件のうち逮捕は1件。ほかは書類送検だった。実習生をめぐる労基法などの違反事件に限ると、10～14年は12～26件だったが、逮捕はゼロ。すべて書類送検だった。岐阜労基署によると、コンサルタントが作成したソフトを使い賃金台帳を改ざんし、実際より賃金を多く、残業時間を少なく記録。社長は労基署の立ち入り調査で追及に窮すると車に立てこもった。労基署の職員が自宅を訪れ、出頭するように要請すると、「家に不法侵入者がいる」と110番通報された。さらにコンサルタントなどと口裏合わせをしたという。労基署は「悪質で任意捜査は難しい」と判断した。

1. 労働法上の論点

1.要点：労基署による違反は正措置として強制力強化の方向か自主的解決の援助か

2.採点基準：なぜ問題となるのかの説明があれば、△。説明の内容が十分であれば、○

2. 法状況の説明

1.要点：権利救済機構(司法救済・行政救済)・行政救済は労働委員会・労働基準監督署、
労基官は監督行政としての権限に加えて司法警察職員としての権限を有する

2.採点基準：部分的に述べられていれば△、全体としてだいたい述べられていれば○

3. 諸説

1.要点：強制力強化・自主的紛争解決の援助

2.採点基準：説の名称のみでは、×。根拠と批判が述べられていて、△。しっかりと書けていれば、○

4. 自説

2.採点基準：自らの立場が選択されていることが最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

Ⅲ. 合格率：95.7%

2023年度は96.3%、2022年度は93.3%、2019年度は94.0%、2018年度は97.9%、2017年度は95.0%、2016年度は96.3%、2015年度は93.2%、2014年度は92.7%、2013年度は90.6%、2012年度は95.7%、2011年度は92.5%、2010年度は97.7%、2009年度は95.6%、2008年度は94.5%、2007年度は93.2%。

受験者：93人、合格者：89人、不合格者：4人。以外に、講義不受講者と棄権者が2人。

＊合格率は近年の水準通りです。不合格の4人は、全く関係ない記述の)白紙答案に近いものでした。定期試験の点数はmanaba+Rで公開しています。講義で述べたように、定期試験の点数が0点の者は、いくら毎回の自己点検ができていたとしても不合格にしています。なお、課題未提出が多量の者は、講義不受講者として、合格率の算定には(分母にも分子にも)加えていません(毎年同じように扱っています)。

合格者中における評価割合は、A＋：5.6%、A：23.6%、B：39.3%、C：31.5%

2023年度は、A＋：4.8%、A：26.0%、B：42.3%、C：26.9%

2022年度は、A＋：5.4%、A：26.1%、B：42.4%、C：26.1%

2019年度は、A＋：4.5%、A：19.9%、B：39.1%、C：36.5%

2018年度は、A＋：5.5%、A：25.2%、B：38.2%、C：31.1%

2017年度は、A＋：6.2%、A：26.8%、B：38.9%、C：28.1%

2016年度は、A＋：5.6%、A：21.6%、B：42.2%、C：30.6%

2015年度は、A＋：5.5%、A：26.5%、B：43.4%、C：24.7%

2014年度は、A＋：5.8%、A：24.7%、B：41.6%、C：27.9%

2013年度は、A＋：5.7%、A：22.6%、B：37.0%、C：34.8%

2012年度は、A＋：5.0%、A：23.8%、B：43.0%、C：28.3%

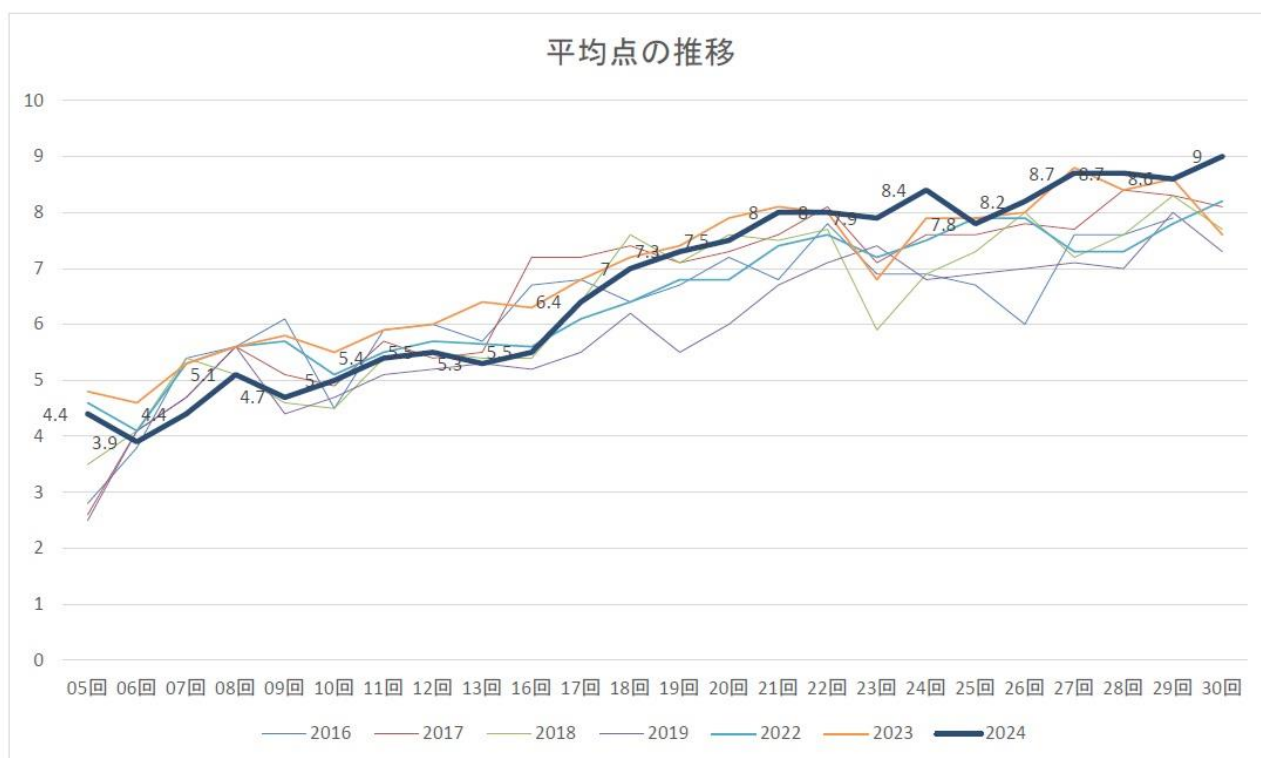
2011年度は、A＋：4.6%、A：22.8%、B：39.8%、C：32.4%

2010年度は、A＋：5.5%、A：27.6%、B：41.7%、C：25.2%

2009年度は、A＋：5.2%、A：26.0%、B：43.5%、C：25.3%

2008年度は、A＋：4.7%、A：21.1%、B：45.0%、C：29.2%。

なお学部基準は、A＋：5%程度、A：25±5%程度、B：40±5%程度、C：30±5%程度です。



最終的には、平均点が9点を越えました。これは、過年度と比較しても最高の平均点です。

過年度、平均点が大きく下がる回については、講義内容を縮小したり、自己点検での記述内容を限定する等の対応をとりましたので、今年度は大きく下がる回はありませんでしたが、それでも若干は下がっている回がありました。

全体の推移としては4点程度から9点と順調に上がっている感じでしょうか。また、中間試験を経ることで平均点が大きく上がっているのも例年通りです。

なお、これは講義でも述べましたが、2020年と2021年はオンライン講義であり、平均点は低いままでまったく上昇しませんでしたので省略しています。2021年は途中から、オンラインで受講しても対面で受講してもよい形態に移行し、対面での受講に移行した受講生は、上のグラフと同様の平均点の上昇がみられました。これらから、オンラインではまったく力がつかないことが明らかです。